

# 都民生涯スポーツ大会開催基準要綱

## 1 総 則

都民生涯スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要綱を定める。

## 2 目 的

この大会は、都民のスポーツ愛好者の中で、中・高年者を対象としたスポーツ大会であり、参加者がお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興に資することを目指す。

## 3 性 格

この大会は、都民で中・高年者の各年齢層を対象とする生涯スポーツ大会である。

## 4 主 催

本大会の主催は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）及び東京都とし、大会本部を協会内におく。

## 5 主 管

実施種目の運営は、各競技団体が主管する。

## 6 開催の基本方針

- (1) 開催は毎年度とする。
- (2) 大会の規模、開催期日、参加人員等の基準については競技の実施要項で定める。
- (3) 大会の重要事項については、体育大会委員会で審議し決定する。

## 7 開催時期

大会の開催は、9月を中心会期とする。

## 8 内 容

### (1) 実施種目

水泳、陸上競技、バスケットボール、テニス、サッカー、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、弓道、剣道、ラージボール卓球、なぎなた、ボウリング、ダンススポーツ、ゲートボール、柔道（以上17種目）

### (2) 参加資格

各実施種目の参加資格については、生涯スポーツ大会の目的及び各競技の特性に応じて各主管団体が検討し、大会本部の承認を得る。

参加者は種目ごとに定める参加資格を満たすものとする。ただし、参加基準等は下記に準ずる。

ア 選手・監督は、都民（東京都内在住者）であり、その年の4月1日以前から、下記の①～③のいずれかに該当する者で、当該区市町村体育協会等が推薦した者。

- ① 当該区市町村内に在住する者
- ② 当該区市町村内に在勤する者
- ③ 当該区市町村内に所在するスポーツ団体等に所属する者

イ 過去において都民体育大会、国民体育大会（都・関東予選を含む。）、全国本選手権大会等に選手で出場した者は、競技種目ごとに出場を制限する場合もある。

ウ 参加種目は、一人一競技とする。

エ 原則として、各競技団体の登録を条件としない。

オ 健康管理は、事前に健康診断を受けるなど、参加者の責任とする。

カ 年齢基準はその年の4月1日現在の満年齢による。

- (3) 参加制限  
各競技種目ごとに、各区市町村は代表として1チームを推薦する。ただし、サッカー、ボウリング、ゲートボールについては2チームを推薦できる。
- (4) 参加申込み  
大会実施3か月前までに各区市町村に送付される実施要項に基づいて申込み。
- (5) 参加料  
参加料は、選手、監督、コーチ、マネージャー、補欠一人それぞれに対し、1,000円(傷害保険料を含む。)とする。
- (6) 表彰  
各競技種目(種別を含む。)ごとに優秀なチーム又は個人に賞状を授与する。
- (7) 大会参加賞  
大会参加賞は、体育大会委員会で定める。

#### 9 競技の実施要項

- (1) 各競技団体は、大会実施5か月前までに競技の実施要項をそれぞれ作成し、大会本部に提出する。
- (2) 実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

ア 競技種目	イ 日時	ウ 会場	エ 参加人員と構成
オ 競技規則等	カ 参加者の資格	キ 表彰及び参加賞	ク 参加申込方法
ケ 参加上の注意	コ 監督会議	サ その他	

#### 10 その他

- (1) 参加人員、プログラム、大会役員、賞状の様式については別に定める。
- (2) 日程及び各競技の実施要項は別に定める。

#### 附 則

- 1 平成12年4月1日施行。
- 2 平成13年4月1日施行。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日(公益財団法人東京都体育協会の設立の登記の日)から施行する。
- 4 平成27年4月1日施行。